

第5章 施策の目標

施策の目標1 地域における子育て支援

安心して子育てができ、次代を担う子どもが健やかにのびのびと育つよう、保育や子育て支援サービスの充実と子育て世帯への経済的負担の軽減など、より良い子育ての環境づくりを推進します。

(1) 子育て支援サービスの充実

No.	施策	現状	施策方針
1	子育て相談所の充実	新型コロナウイルス感染症の影響によりイベント活動に制限を受けていましたが、5類移行に伴い、以前の日常活動を取り戻すように努めたほか、イベント開催や子育て支援に関する情報提供を行っています。	つどいの広場「クルクル」と連携し、子育てに関する様々な相談への専門的アドバイスや、各種子育て講座、親子で参加できる行事や子育てガイドブックを活用した情報提供など、子育て支援の拡充を図ります。
2	地域の子育て支援の充実	子育て世代包括支援センター、子育て相談所、つどいの広場クルクルでは、関係機関をつなぐ子育て支援のコーディネート機能の向上を図っています。 また、親子で安心して遊べる場所の提供や、育児についての悩みなどを相談できる心の拠り所として事業周知に取り組んでいます。	子育て親子の交流、集いの場所の提供や各種講習会、関連情報の提供など、つどいの広場「クルクル」の利用促進等をはじめ、地域の子育てに関わる各種支援事業の充実を図ります。
3	子育てサークルの支援の推進	保護者の就労機会の増加や民間の子育て支援体制の充実等により、活動減少と解散が増加しています。	子育てサークル活動の場所の提供や、ふれあい遊びなどの出前型支援実施による活性化を推進します。

No.	施策	現状	施策方針
4	こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）の充実	子育て支援に関する情報提供を行うほか、様々な不安や悩みに対する相談に応じるとともに、親子の心身状況や養育環境の把握・助言を通じ、乳児家庭の孤立化防止に努めています。 また、要支援家庭の事後支援に繋げるため、関係課及び関係機関との連携・協力体制を図っています。	生後4ヶ月までの乳児のいる家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」（乳児家庭全戸訪問事業）を通じて、保護者の育児不安への対応や、子育てに関する情報提供等を行っており、今後も、訪問家庭の状況に応じたきめ細かな対応を行います。
5	子育て世帯の経済的負担の軽減	多子世帯の3歳未満児の保育料、保育所等に通う子どもの副食費、学校給食費、18歳以下の市内バス運賃を無償化するとともに、3歳未満児の保育料の半額補助を行っています。 紙おむつ等の子育てに関連する廃棄物を無料収集しています。 就学援助認定者へ学用品費を支給し、保護者の負担軽減を図るとともに、児童生徒の学習機会を保障しています。 JRを利用して通学する生徒を持つ家庭へ、通学定期代金全額を助成し、経済的負担を図っています。	3歳未満児の保育料、保育所等に通う子どもの副食費や学校給食費、18歳以下のバス運賃、子育て世帯での紙おむつの無料収集、義務教育における就学援助、JR通学定期代金助成など、継続して経済的負担の軽減を図ります。
6	各種子育て支援事業の検討	令和4年度よりファミリー・サポート・センターを開設し、令和5年度より利用料金の半額を助成するなど、保護者負担及び経済的負担の軽減を図っています。 令和5年度より幼稚園及び公立常設保育所において医療的ケア児の受入れを開始しています。	令和8年度より開始されるこども誰でも通園制度の本格実施を見据え、試行的事業を実施し、円滑な事業の移行を図ります。 また、病児病後児保育等について、今後もニーズ把握に努め調査・検討します。

(2) 保育サービスの充実

No.	施策	現状	施策方針
1	保育の資質向上	アレルギーや障がいのある児童など、多様化するニーズに対応するために、各種研修を受講し、職員の資質向上を図っています。	保育の対応として、アレルギーや障がいのある児童などの対応が増えてきており、多様化するニーズへの対応と、良質な保育の提供のため、各種研修への参加等、職員の資質向上に努めます。
2	延長保育の充実	民間保育園 1 施設による延長保育を実施しており、利用人数は、横ばいとなっています。	保護者の就労形態の多様化に対応するため、引き続き民間保育園による延長保育を支援するとともに、今後も利用者のニーズ把握に努め、市立保育所での実施の検討等、充実を図ります。
3	一時保育の充実	多様な働き方により、ワーケーションによる利用などもあり、利用者が増加傾向にあります。	市立子育て相談所で実施する保護者の急病など、一時的に家庭での保育が困難な場合に対応する一時保育については、今後も利用者のニーズ把握に努め充実を図ります。
4	保育所利用家庭への支援の充実	子どもの心身の発達や就学に関する不安、悩みを抱えた方々の不安解消を図るため、個別相談支援や新生児及び転入者世帯に「りんくす・ねむろ」を継続的に配布し周知を図っています。 集団療育は、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、順次再開しています。	保育所を利用する障がいのある子どもなど、支援が必要な家庭への対応のため、育ちと学びの相談室「りんくす」等、関係機関と連携し対応の充実を図ります。
5	障がい児保育の充実	障がい児の多様性が顕著になってきており、個別の支援に備え各機関との連携強化を図っています。 日常生活動作や集団適応能力の習得に向けた療育支援を行うため、児童デイサービスセンターを設置しており、利用件数は増加傾向にあります。	障がい児保育は、市立保育所及び民間保育園で取り組んでいますが、今後も職員の専門研修の受講や関係機関との連携を強化し、充実を図ります。 また、医療的ケア児についても、専門研修の受講など受入体制の充実を図ります。

No.	施策	現状	施策方針
6	保育サービスの検討と施設の環境の充実	保護者の保育ニーズに対応するため、分かりやすい情報提供を心がけています。 子どもたちが安心安全に過ごせるよう保育施設などの計画的な改修・整備を行うとともに、修繕など定期的なメンテナンスに努め、保育環境の充実・向上を図っています。	休日・夜間保育など、保育ニーズに対応した新たなサービスの検討を進めるとともに、子どもたちが安心安全に過ごせるよう保育施設などの計画的な改修・整備に努め、保育環境の充実・向上を図ります。
7	新制度における保育ニーズへの対応	産前・産後休暇や育児休業終了後における保育利用に関し、わかりやすい情報提供を心がけ、制度周知が行き届くよう丁寧な情報伝達に取り組んでいます。	産前・産後休暇や育児休業終了後における保育などの情報提供や相談などを行い、保育サービスが円滑に利用できるよう対応に努めます。
8	教育・保育の一体的提供と連携	幼保小連携会議等を通じた情報共有を緊密に行い、幼保の垣根を越えた協力・連携を進めています。	教育・保育提供や地域型保育事業を促進するため、幼稚園、保育園等への情報提供や利用者ニーズ把握に努め、民間幼稚園等の認定こども園への移行など、運営法人の意向に基づき、連携した取り組みを進めます。

(3) 子育て支援ネットワークの充実

No.	施策	現状	施策方針
1	子育て支援ネットワークの充実	子ども子育て会議を定期的開催し、関係機関や団体間での情報提供及び意見交換を実施しています。 ペアレントメンターに係る情報を市ホームページに掲載し、市の窓口・児童デイサービスセンター、放課後デイサービス事業所へのパンフレット設置や、学校を通じての児童配布などの周知活動を実施しています。 学校・家庭・関係機関との連携強化を進めるとともに、育ちと学びの相談室「りんくす」を運営し、相談業務の充実を図っています。	教育・保育、地域子育て支援に関わる機関・団体が、支援の必要な家庭への早期相談など迅速な対応に努めると共に、関係機関や団体間での課題の把握と情報提供・共有などを行い、相談・支援体制の充実を図ります。

(4) 放課後教室等の児童の健全育成

No.	施策	現状	施策方針
1	留守家庭児童会や登録児童会の充実	入会待機児童の増加、留守家庭児童会等への入会児童数の校区间格差の拡大が課題となっています。	保護者の就労や疾病、介護等により昼間家庭での養育を受けることができない子どもたちの健全育成のため、放課後等に適切な遊びや生活の場などの充実を図ります。
2	放課後教室等や児童教室の充実	指導員の適正配置、支援を要する児童に対応する指導員の増員、指導員のスキルアップのための各種研修会への参加を推進しています。	全ての児童を対象として、安心・安全な子どもの居場所づくりや、地域の方々の参加協力を得て、様々な体験活動や交流活動等、取り組みの充実を図ります。

(5) 安心して子育てができる環境の整備

No.	施策	現状	施策方針
1	子育てがしやすい環境の充実	令和3年に開設したふるさと遊びの広場「わんぱーく」は、子どもたちが自由に遊ぶことができ、元気に遊ぶ子どもたちを見守る親同士が交流できる場となっています。 また、根室総合運動公園の遊具リニューアル工事も進められ、子育て世代の方が安心して外出できる環境を整備しています。	妊産婦や子育て世代などの方々が安心して外出できる環境を整備するほか、公園等の遊具の更新や屋内における遊び場の検討など屋内外で安心して遊ぶことができる環境の充実を図ります。

施策の目標2 母親と子どもの健康の確保・推進

母子保健は、生涯を通じた健康の出発点です。妊娠・出産・子育てが安全で快適にできるよう継続的な相談・指導体制の充実など、母子保健対策を推進するとともに、安心して子どもを生み、子どもたちが健康で暮らせる環境づくりに努めます。

また、関係機関との連携による次世代の健康づくりの推進に努めます。

(1) 妊娠・出産・育児期における母子保健対策の充実

No.	施策	現状	施策方針
1	母子健康手帳及び妊婦一般健康診査受診票等の交付	妊娠届出時に、母子健康手帳及び妊婦一般健康診査受診票等の交付と併せ、安全に妊娠・出産に向けて、個々の状況に応じた保健指導を実施しています。	妊娠届出のあった妊婦に、母子健康手帳及び妊婦一般健康診査受診票・超音波検査受診票を交付し活用を促すとともに、妊娠期を健康に過ごせるようサポート・支援を継続し、妊婦の健康保持・増進に努めます。
2	パパママ学級、新ママ交流会の実施	栄養に関する講座や沐浴教室などを通じて、初めて親となる夫婦に対する正しい知識の普及を図っています。	パパママ学級において、妊娠・分娩・育児に対する不安の解消や、正しい知識の普及に取り組みます。また、第1子目の母親や現受講生との交流事業の充実に努めます。
3	母子保健相談及び訪問指導の実施	乳幼児の健やかな成長のサポートと保護者に対する育児支援を実施し、母子の健康の保持・増進を図っています。 子育て世代包括支援センターでは、支援対象者の状況に合わせて、必要時に継続支援を実施しています。	保健師、栄養士などによる、妊娠・育児中の様々な相談に応じ、不安の解消に努めます。また、必要に応じた妊産婦・新生児・乳幼児・未熟児などへの訪問指導を行います。
4	乳幼児健康診査等の実施	乳幼児の健やかな成長発達をサポートするため、各種健診を実施しています。 子どもの発達についての心配に対し、相談しやすい体制づくりや、専門職の相談を受ける機会等を設け、関係課及び関係機関と連携を図っています。	4ヵ月児・1歳6ヵ月児・3歳児健康診査と9～10ヵ月児・5歳児健康相談を実施し、疾病や心身障害の早期発見に努めるとともに、育児知識の普及や育児支援を推進します。また、乳幼児発達健診・幼児発達相談を実施し、関係機関との連携等による、早期療育の推進に努めます。

No.	施策	現状	施策方針
5	妊婦・乳幼児の栄養指導の実施	妊娠、出産、育児期における栄養指導として、離乳食教室を開催するほか、各種相談等を通じた個別対応の充実を図っています。	栄養指導は、母体や胎児、乳幼児期の健康と食習慣形成の上で重要です。パパママ学級、乳幼児健診、離乳食教室、各種相談等を通じて、個人の状況に応じた指導の充実に努めます。
6	幼児歯科健診、フッ素塗布等の実施	1歳6ヵ月児から未就学児のフッ素塗布費用を無償化し、保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、パンフレット配布により受診勧奨を行っています。 保育所入所児童の口腔病予防のため、嘱託医による歯科健診を実施しています。 学校のフッ化物洗口については全校実施に向け、学校歯科医の協力を得ながら、調整を進めています。	幼児歯科健診等を通じ、親と子の歯の健康や、むし歯予防の啓発に努めます。また、フッ素塗布に係る費用の無償化など、受診しやすい環境づくりを推進するとともに、関係団体・関係機関との連携による、フッ素・フッ化物の効果についての情報提供など、引き続きむし歯予防対策を推進します。
7	予防接種の実施	麻しん・風しん、及び、BCGの予防接種率100%を目指すため、未接種者に対し受診勧奨を行っています。	乳幼児の感染症予防のために予防接種を実施し、適切な接種の重要性について、指導・啓発に努めます。また、先天性風しん症候群を防ぐため、大人の風しん予防接種費用の一部を助成します。
8	こども医療費助成の推進	令和5年8月より、所得制限を完全に撤廃し、一部負担金を完全に無償化しています。	乳幼児をはじめ子どもの健康保持・増進を図るため、引き続き医療費助成を実施し、子育て世帯の負担軽減を図ります。
9	特定不妊治療費等助成・不育症治療費等助成の実施	治療費の一部を助成し経済的負担軽減を図り、少子化対策推進に努めています。	不妊治療・不育症治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図るため、治療費のほか交通費・宿泊費等の一部を助成し、子どもを産み育てるための支援充実に努めます。

No.	施策	現状	施策方針
10	出産支援事業の実施	市立根室病院での分娩は経産婦のみが対象であるため、初産で市外の病院で出産した方に対し、出産支援金を助成し経済的負担の軽減を図りました。（令和2年度まで）	出産祝金や乳児おむつ用品購入券、妊婦支援給付金を支給するなど、子育て世帯の経済的負担の軽減や子どもを安心して生み育てられるよう総合的な支援を継続して推進します。
11	新生児聴覚検査助成の実施	新生児聴覚検査の経済的負担の軽減を図るため、費用の一部を助成し、検査の普及に努めています。	聴覚障害の早期発見・早期療育に繋がる、新生児聴覚検査の経済的負担の軽減を図るため費用の一部を助成し、検査の普及に努めます。

（２）次世代の健康づくりに向けた支援の推進

No.	施策	現状	施策方針
1	次世代の健康づくりの推進	各保育施設を訪問し、早期のライフステージから口や歯の健康についての食育劇を通じて啓発を行っています。 小中学校では、食に関する指導や、食育健康教育を実施しています。	次世代の健全な生活習慣形成のため関係機関と連携し、食育健康教育や歯科保健、喫煙や飲酒防止等の知識の普及を推進し、生活習慣の基礎づくりに努めます。
2	給食による食育教育の実施	年3回のふるさと給食を実施、児童生徒へふるさと給食食材を紹介し、事業の継続及び内容の充実に努めています。	児童生徒に対して食育教育を行い、食を選択する力を育みます。
3	性の正しい知識の普及や喫煙・薬物乱用防止などの健康教育の推進	関係機関の協力により、児童生徒の薬物乱用防止への理解を深めるための取組みを実施しています。	義務教育における児童生徒の心身の発達等、健康で安全な生活を送るための基礎を育成するため、喫煙・薬物乱用防止教育を、保健や道徳などの時間で、警察などの関係機関と連携して実施するとともに、保護者への啓発に努めます。

施策の目標3 職業生活と家庭生活との両立の推進

子育て家庭が働きながら安心して子育てができるよう、事業者・家庭・地域などのさまざまな分野が連携して支援するとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。

(1) 男女共同参画での取り組み

No.	施策	現状	施策方針
1	男女共同参画の意識啓発	男女共同参画の意識醸成に向けた広報誌を用いた広報活動を実施していますが、パパママ学級への男性参加率が高くなるなど、男性の育児参加への意識醸成が高まっています。	男女の性別による固定的な役割分担の意識を見直し、男女共同参画の意識の浸透及び、男性の育児等の積極的な参画を図るため学習機会や啓発に努めます。
2	キャリア教育の充実	仕事のやりがいや喜び、苦労などを学び取り、社会での厳しさや喜びを知るきっかけづくりとして、職場見学・体験の実施を図っています。	義務教育における職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育を行うため、関係機関と連携しキャリア教育の充実を図ります。
3	ワーク・ライフ・バランスの考え方の啓発	男女共同参画の意識醸成に向けた広報誌を用いた広報活動を実施していますが、講演会の実施などワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取り組みが必要となっています。	男女ともに仕事と、家庭生活・地域生活などの調和がとれた生活が実現できるよう、ワーク・ライフ・バランスの考え方の啓発に努めます。

(2) 仕事と子育ての両立の推進

No.	施策	現状	施策方針
1	女性の就労促進と就労環境の改善促進	男女共同参画の意識醸成に向けた広報誌を用いた広報活動を実施していますが、講演会の実施など女性活躍の推進に向けた取り組みが必要となっています。	女性の就労促進に向けたセミナーを開催するとともに、事業主や労働者に対し、育児サービスや育児・介護休業法の情報を提供するなど、就労環境の改善を促進します。

施策の目標4 支援を必要とする児童への取り組みの推進

子どもが健やかに成長できるように、児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭等の自立支援、障がい児施策の充実などを図り、関係機関と連携し支援を必要とする児童及び家庭が安心して生活できる環境づくりを推進します。

(1) 児童虐待防止対策の充実

No.	施策	現状	施策方針
1	児童の健全な育成環境の推進	警察への通報や学校を通じた情報提供が増加しており、関係機関との連携・調整を継続しています。 育児困難への対応や虐待予防を目的に、母子保健対策として、ハイリスク妊産婦・乳幼児に対し保健指導や訪問指導を実施しています。 虐待があっても、地域との交流が少ないなどの原因から発見が難しいケースもあり、社会全体で早期発見・予防に取り組む必要があります。	保育所や幼稚園、学校、地域と連携・協力し、児童虐待の早期発見に努めるとともに、児童相談所、警察等の関係機関と市(福祉・保健・教育部門)が緊密に連携し、児童虐待の予防・未然防止を図り、児童の健全な育成環境の構築と保護者への支援を推進します。
2	養育支援訪問事業の検討	養育支援が必要な家庭に対し、乳児家庭全戸訪問や保健師訪問にて対応しています。中には、行政介入を敬遠し、接触を嫌がるケースがあります。	育児ストレス、産後うつなどの支援が必要な家庭の状況把握に努めるとともに、養育支援訪問事業の事業化について検討します。
3	子育て世帯訪問支援事業の実施	改正児童福祉法の施行に伴い、産前・産後の方はもちろん、シングルマザーやヤングケアラー等がいる家庭の家事や子育て等の支援が求められています。	家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の状況把握に努め、子育て世帯訪問支援事業の事業化について検討します。

(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

No.	施策	現状	施策方針
1	経済的助成及び自立支援の推進	児童扶養手当や医療費の助成、育児用品の給付などを実施し、乳幼児を養育するひとり親家庭の経済的負担を低減しています。 また、生活困窮世帯の児童生徒に対する自主学習の場を提供し、受講しています。	ひとり親等における児童扶養手当の支給や医療費助成、また、就労に向けた訓練給付金の支給など、経済的負担の軽減を図るとともに、家庭相談員を配置し、世帯の困りごとや悩みに対する助言を行い、不安を解消するなど、対象世帯への支援を推進します。

(3) 障がい児施策の充実

No.	施策	現状	施策方針
1	障がい児と家族への相談支援の充実	障がい児を持つ家庭の不安解消と相談支援の充実を図っています。 令和5年8月より、重度心身障がい者医療給付として、18歳以下の所得制限を完全に撤廃し、一部負担金を完全に無償化しています。 放課後等デイサービスを利用する児童の世帯(負担が発生する課税世帯)に、利用者負担額の助成を行っています。 フリーランス心理士と業務委託契約を結び、支援数の確保を図っています。 障がい児相談支援として、障がい児通所サービス利用者に係る支援計画、モニタリング報告の情報共有を行っています。	障がいの有無に関わらず、全ての子どもたちが安心して社会参加や日常生活を営むことができるインクルーシブ社会※の実現に向け、各種制度の利用促進や相談支援の充実に努めます。 また、必要に応じて臨床心理士や言語聴覚士、作業療法士などの専門職による指導・助言などを行い、児童と家庭の福祉の向上を推進します。 ※インクルーシブ社会とは 性別や人種、民族、国籍、障がいの有無など、あらゆる多様性を認め、すべての人が公正に暮らすことができる社会を指します。共生社会とも呼ばれます。
2	特別支援教育の充実	特別支援教育に精通した専門職を配置し、教職員研修や相談体制を構築するとともに、障がいの種類や程度に応じた専門的な教育を受けられる教育環境の充実に努めています。	保健・福祉・教育の連携により、個々のニーズに応じた、早期からの一貫した支援、相談体制の充実に推進するとともに、子育てファイル「りんくす・ねむろ」の普及促進を図ります。
3	子育て相談所における家庭への支援	関係機関との更なる連携を進め、相談先がわからず悩んでいる保護者の不安解消に努めています。	子育て相談所と関係機関・団体等が連携強化を図り、支援の必要な家庭における様々なケースへの適切なコーディネートを行うなど、障がいを持つ児童の家庭への支援を図ります。